



障害者週間にあわせて啓発活動を行います

県民の皆様には、障がい者共生条例^{※1}に掲げる「障がいの社会モデル」^{※2}の考え方を理解していただき、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、啓発活動を実施します。

1 障がいのある人が創作したアート作品の展示

(1) 展示期間

令和6年12月3日(火)から12月27日(金)まで

(2) 展示場所

県庁及び県合同庁舎

(3) 展示作品

地元の作家等が創作した作品を有料でレンタルして展示



長野県PRキャラクター「アルクマ」© 長野県アルクマ

2 啓発物品の配布

(1) 実施期間

令和6年12月2日(月)から12月6日(金)まで

(2) 実施場所

長野県庁1階ロビー

(3) 配布する啓発物品

障がいに対する正しい理解を深め、障がいのある人へのちょっとした配慮の実践を促すチラシ入りのポケットティッシュ等

3 障害者週間 12月3日(火)から12月9日(月)まで

障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供等に関する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進するため、障害者基本法により毎年上記期間は障害者週間として定められています。

※1 障がい者共生条例

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、令和4年4月に施行された条例。

※2 障がいの社会モデル

障がいは、個人の心身機能の障がいと、社会的障壁の相互作用によって創り出されるもので、社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるとする考え方。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
© 長野県アルクマ

(問合せ先)

担当 健康福祉部障がい者支援課
管理係 和泉、小宮山

電話 026-235-7103 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2387

電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp